
ももたろう支店 総合口座普通預金規定

1. (総合口座取引)

(1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引」という。）ができます。

① 普通預金

② スーパー定期、期日指定定期（以下これらを「定期預金」という。）

なお、この定期預金は、「ももたろう支店 総合口座定期預金規定」により取扱います。

③ 前記②の定期預金を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 前記(1)の①②の取引については、この規定の定めによるほか、当社の当該各取引の規定により取扱います。

2. (預金取引)

普通預金は、パーソナルコンピューター等の端末機によるインターネットを通じた依頼に基づく方法、もしくは当社および当社と提携している金融機関等のATMによる方法により取引を行います。

また、普通預金の通帳は発行しません。

3. (取扱店の範囲)

普通預金は、当店を含む当社本支店の窓口で預入れ・払戻し等を行うことはできません。

4. (各種料金等の自動支払い)

(1) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当社所定の手続をしてください。

(2) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）を超えるときは、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。

5. (利息)

普通預金の利息は、毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円として、毎年2月と8月の当社所定の日、当社ホームページに表示する毎日の利率によって計算のうえ普通預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

6. (当座貸越)

(1) 普通預金について、その残高を超えて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当社はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。

(2) 前記(1)による当座貸越の限度額（以下「極度額」という。）は、この取引の定期預金の合計額の90%（千円未満は切捨）または500万円のうちいずれか少ない金額とします。

(3) 前記(1)による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金は、貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記

-
-
- 8 (1) ①の貸越利率の高い順にその返済にあてます。
- (4) 総合口座貸越停止依頼書を当社に提出することで当座貸越を停止することができます。

7. (貸越金の担保)

- (1) この取引の定期預金には、後記(2)の順序に従い、その合計額について556万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期預金为数口ある場合には、後記8(1)①の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となるものがあるときは、預入日(継続をしたときはその継続日)の早い順序に従い担保とします。
- (3) ① 貸越金の担保となっている定期預金について解約または(仮)差押があった場合には、前記6(2)により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押にかかる預金の金額を除外することとし、前記(1)・(2)と同様の方法により貸越金の担保とします。
- ② 前記①の場合、貸越金が新極度額を超えるときは、直ちに新極度額を超える金額をお支払いください。

8. (貸越金利息等)

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当社所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
- A 期日指定定期を貸越金の担保とする場合
その期日指定定期ごとにその「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率
- B スーパー定期を貸越金の担保とする場合
スーパー定期ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
- ② 前記①の組入れにより極度額を超える場合には、当社からの請求がありしだい直ちに極度額を超える金額をお支払いください。
- ③ この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高が零となった場合には、前記①にかかわらず貸越金の利息を同時にお支払いください。
- (2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当社が定めた日からとします。
- (3) 当社に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%(年365日の日割計算)とします。

9. (印鑑照合等)

この取引において解約請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

WEB 完結申込みによる契約の場合は、印鑑の届出をいただいておりますので、解約請求書、諸届その他の書類について、当社所定の方法でご本人からの申し出であることをもって確認します。

10. (即時支払)

(1) 次の①から④の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当社からの請求がなくても、それらをお支払いください。

- ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
- ② 相続の開始があったとき
- ③ 前記8 (1) ②により極度額を超えたまま6か月を経過したとき
- ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当社において所在が明らかでなくなったとき

(2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当社からの請求がありしだい、それらをお支払いください。

- ① 当社に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
- ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

(3) 前記(1)の事由があるときは、当社はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。

11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当社所定の払戻請求書を直ちに提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前記①の充當の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充當いたします。
- ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。

(4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12.（未利用口座管理手数料）

- （1）当社が別途定める一定の期間、預金者による所定のご利用がない口座（以下「未利用口座」といいます。）については、当社の定める未利用口座管理手数料をこの未利用口座から払戻請求書によらず当社所定の方法により徴収できるものとします。（ただし、2021年4月1日以降に開設された口座に限ります。）
- （2）残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった未利用口座については、当該残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、預金者に通知することなく、当社所定の方法により解約することができるものとします。
- （3）当社は、一旦お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

以 上